

荷役集中監視制御設備規則

荷役集中監視制御設備規則

2016年 第1回 一部改正

2016年 6月30日 規則 第37号

2015年 7月28日 技術委員会 審議

2015年 9月14日 理事会 承認

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2016年6月30日 規則 第37号
 荷役集中監視制御設備規則の一部を改正する規則

「荷役集中監視制御設備規則」の一部を次のように改正する。

3章 荷役集中監視制御設備

表 3.3 を次のように改める。

表 3.3 荷役監視 (液化ガスばら積船用)

監視対象		指示計	警報	記録	備考
圧力	貨物タンク	○	H, L		
	貨物ポンプ, スプレーポンプの吐出側	○			
	バラストポンプ吸入側及び吐出側	○			
	ホールドスペース		H, L		
	ショアマニホールドヘッダー	○			
液面	貨物タンク	○	H, HH, L		
	バラストタンク	○	L		
	FPT, APT	○	L		
ポンプ	貨物ポンプ, スプレーポンプ非常停止		S		ESDS
	バラストポンプ		S		
	貨物ポンプ, スプレーポンプ電流値	○	S		過電流及び低電流検知で可
ガス圧縮機	吐出側ガス, 軸受潤滑油, 軸封装置用潤滑油及び軸封装置の温度	○	H		潤滑油による軸封装置以外の場合は同等の措置で可
	軸受潤滑油, 軸封装置用潤滑油の圧力		L		
	ガス圧縮機非常停止		S		ESDS
その他	船首部, 船尾部及び船体中央部喫水	○			
	ホールドスペースビルジ		H		
	ガス濃度	○	H		鋼船規則 N 編 13.6.72 に規定する場所
	管系統を構成する弁位置	○			開閉又は開度指示
	イナートガス O2 濃度	○	H	R	
	貨物機関室及び電動機室の送風機		F		
	積付計算機の計算結果 (積付計算機本体での表示)	○			積付計算機の設置場所は, 荷役制御室又は荷役制御室に隣接する作業区画とする。
	電源, 制御用油圧, 制御用空気圧喪失		F		

附 則

1. この規則は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。